付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 ジャワ南線複線化計画（第四期）	百六十八億七千五百万円	一・四	七年の据置期間の後十八年	七年
		○・○一		
		コンサルタントに対する支払部分		
2 ジャカルタ首都圏鉄道輸送能力増強計画（第一期）	百六十三億二千二百万円	一・四	七年の据置期間の後十八年	七年
		○・○一		
		コンサルタントに対する支払部分		
3 貧困削減地方インフラ開発計画（第二期）	百億二千九百万円	一・四	七年の据置期間の後十八年	五年
		○・○一		
		コンサルタントに対する支払部分		
4 ジャカルタ特別州下水道整備計画（調査・設計等のための役務）	十九億六千八百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	七年
5 メラピ山緊急防災計画（第二期）	五十一億千百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	七年
6 ウォノギリ多目的ダム・貯水池堆砂対策計画（第二期）	四十九億五千四百万円	一・四	七年の据置期間の後十八年	七年
		○・○一		
		コンサルタントに対する支払部分		
7 高等人材開発計画（第四期）	七十億七千五百万円	○・三	十年の据置期間の後三十年	九年
		○・○一		
		コンサルタントに対する支払部分		
総額	六百二十三億三千四百万円			

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十四年二月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国

外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　ユリ・タムリン

インドネシア共和国駐在

日本国特命全権大使　鹿取克章閣下

○外務省告示第六十七号

平成二十六年二月十四日に東京で、マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

平成二十六年三月十二日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　三ツ矢憲生外務副大臣

マーシャル側　フィリップ・H・ムラー外務大臣

○農林水産省告示第四百六号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第25724号 平成23年3月24日	平成23年6月28日	レクシア	マスカット　ジパング
第25825号 平成23年4月15日	平成23年7月26日	アナスタシア	アルシスアナスタシア
第25993号 平成23年6月7日	平成23年10月7日	坂村早生（さかむらわせ）	坂村1号（さかむらごう）
第26778号 平成24年2月28日	平成24年6月19日	福岡なす母本1号（ふくおかぼほんごう）	福岡母本E1号（ふくおかぼほんごう）
第26779号 平成24年2月28日	平成24年6月19日	福岡なす母本2号（ふくおかぼほんごう）	福岡母本E2号（ふくおかぼほんごう）

○国土交通省告示第三百三号

戸草ダムの建設及び美和ダムの建設（再開発）に関する基本計画（平成二年建設省告示第千五百十号）を廃止したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十六年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

○国土交通省告示第三百四号

成瀬ダムの建設に関する基本計画（平成十三年国土交通省告示第八百八十七号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十六年三月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

1(1)中「470立方メートル」を「460立方メートル」に、「370立方メートル」を「410立方メートル」に改める。

1(4)中「増田町、平鹿町、十文字町、西仙北町及び南外村」を「横手市及び大仙市」に、「15,225立方メートル」を「13,164立方メートル」に改める。

4(1)イ中「78,700,000立方メートル」を「78,500,000立方メートル」に改める。

4(1)ロ中「75,200,000立方メートル」を「75,000,000立方メートル」に改める。

4(2)イ中「518.7メートル」を「518.6メートル」に改める。

4(2)ロ中「518.7メートル」を「518.6メートル」に、「56,200,000立方メートル」を「56,000,000立方メートル」に改める。